

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条例	ページ
◎市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例	3
◎郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例	3
◎地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	4
◎職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	4
◎高知県税条例の一部を改正する条例	5
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	7
◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	7
◎高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	10
◎高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例	10
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例	10
◎警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11
◎地方拠点都市地域拠点地区における県税の不均一課税に関する条例を廃止する条例	11
規則	
◎高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	11
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	11
◎地方拠点都市地域拠点地区における県税の不均一課税に関する条例施行規則を廃止する規則	11
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	12

公布された条例のあらまし

◆市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例（高知県条例第62号）

1 条例制定の目的

この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定に基づき、平成20年1月1日から平成22年3月31までの間に行われる市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる高知県議会の議員の選挙区について、次の一般選挙までに行われる補欠選挙に限り従前のとおりとする特例を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年1月1日から施行することとした。

◆郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（高知県条例第63号）

1 条例改正の目的

この条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）が施行されること等に伴い、関係条例の規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成19年10月1日から施行することとした。

◆地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第64号）

1 条例改正の目的

この条例は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正により国会議員の選挙における選挙長等の費用弁償額の基準が改定されたことを考慮し、選挙長等の報酬の額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第65号）

1 条例改正の目的

この条例は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の施行による雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正を考慮し、退職した職員が失業している場合の退職手当の受給資格要件としての勤続期間を変更する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成19年10月1日から施行することとした。ただし、第1条中職員の退職手当に関する条例第10条第14項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第66号）

1 条例改正の目的

この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い県民税及び事業税について必要な改正をするとともに、身体障害者等に対する自動車税及び自動車取得税の減免措置について免除額の上限を設けることとした。

2 主要な内容

(1) 信託法（平成18年法律第108号）の制定に伴う改正

ア 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人については法人県民税を法人税割によって課税し、法人課税信託の引受けを行う人格のない社団等については法人とみなして法人県民税を課税すること。（第32条）
イ 法人課税信託の引受けを行う個人及び人格のない社団等については、法人とみなして、法人事業税を課税すること。（第53条第4項及び第5項）
ウ 特定信託を法人課税信託に統合し、特定信託割を廃止すること。（第53条第1項、第56条、第58条及び第60条から第63条まで）
エ その他所要の規定の整備を行うこと。
（2）証券取引法（昭和23年法律第25号）の一部改正に係る用語及び引用規定の整理を行うこと。（第51条の17及び第53条第1項）
（3）平成20年度以後に課税する自動車税について、身体障害者等に対する免除額に次のとおり上限を設け、上限を超える額を課税すること。（第154条及び付則第23条）
ア 自動車税の税率が年額45,000円（平成7年3月31日以前に新車新規登録を受けた自動車等にあっては、49,500円）以下ものの 全額免除
イ 自動車税の税率が年額45,000円（平成7年3月31日以前に新車新規登録を受けた自動車等にあっては、49,500円）を超えるもの 45,000円（平成7年3月31日以前に新車新規登録を受けた自動車等にあっては、49,500円）を免除
（4）平成20年4月1日以後の自動車の取得に対して課税する自動車取得税について、身体障害者等に対する免除額に次のとおり上限を設け、上限を超える額を課税すること。（第179条の13）
ア 取得価額が300万円以下のもの 当該取得価額に税率を乗じて得た額を免除
イ 取得価額が300万円を超えるもの 300万円に税率を乗じて得た額を免除
ウ イのうち、身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者が運転するための構造変更に要した金額を含めて取得価額が300万円を超えるもの 300万円に当該構造変更に要した金額を加算した額に税率を乗じて得た額を免除
（5）その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例中2の(5)は公布の日から、2の(3)及び(4)は平成20年4月1日から、2の(1)及び(2)は規則で定める日から施行することとした。

◆過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第67号）

1 条例改正の目的

この条例は、関西文化学術研究都市建設促進法第11条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令（平成19年総務省令第47号）の施行により過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）が一部改正されたことを考慮し、過疎地域における県税の課税免除措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長等をするとともに、低開発地域工業開発地区としての指定の日から40年以内に製造事業用設備の新增設をし、及び当該製造事業用設備を製造の事業の用に供する期間要件の適用期限が経過したことから、低工業開発地区における県税の課税免除措置を廃止することとした。

2 施行期日等

(1) この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日から施行することとした。

ア 第2条第4号の改正規定（同号を同条第3号とする部分を除く。）、同条第5号

の改正規定（同号を同条第4号とする部分を除く。）、同条第6号の改正規定（同号を同条第5号とする部分を除く。）、第3条第1項第1号の改正規定及び第4条第1項第2号の改正規定（「、低工業開発地区にあってはその指定の日以後」を削る部分を除く。）並びに(2)の規定 公布の日

イ アに掲げる規定以外の規定 平成19年9月15日

(2) この条例((1)のアに掲げる規定に限る。)による改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の規定は、平成19年4月1日から適用することとした。

◆半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第68号）

1 条例改正の目的

この条例は、関西文化学術研究都市建設促進法第11条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令（平成19年総務省令第47号）の施行により半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）が一部改正されたことを考慮し、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長等をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、平成19年4月1日から適用することとした。

◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第69号）

1 条例改正の目的

この条例は、新たに春野総合運動公園の多目的広場に設置するパークゴルフ場及び土佐西南大規模公園に設置する多目的芝生広場の利用に係る料金を定める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（高知県条例第70号）

1 条例改正の目的

この条例は、県の管理に属する港湾施設のうち高知港の船舶給水施設に係る使用料の額を新たに定めることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第71号）

1 条例改正の目的

この条例は、集中処理する報酬、賃金、公共料金等の経費の支出事務を効率的に行うため、新たに高知県会計事務集中管理特別会計を設けることとした。

2 施行期日

この条例は、平成19年10月1日から施行することとした。

◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第72号）

1 条例改正の目的

この条例は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の施行により警察法（昭和29年法律第162号）が一部改正されたことに伴い、警察法施行令（昭和29年政令第151号）に規定されている道府県警察本部の内部組織の基準が一部改正されたため、刑事部の所掌事務について必要な改正をすることとした。

- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第73号）
- 1 条例改正の目的
この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）が一部改正されたことに伴い、用語の整理をすることとした。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆地方拠点都市地域拠点地区における県税の不均一課税に関する条例を廃止する条例（高知県条例第74号）
- 1 条例の廃止
この条例は、地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税について、業務拠点地区内における認定計画の認定の日から起算して5年内に産業業務施設を設置した者等の期間要件の適用期限が経過したことから、地方拠点都市地域拠点地区における県税の不均一課税に関する条例を廃止することとした。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。
平成19年7月2日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第62号

市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づき平成20年1月1日から平成22年3月31までの間に行われる市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合における高知県議会の議員の選挙区については、同法第21条第1項の規定に基づき、当該市町村の合併の日から当該市町村の合併の日の直前の一般選挙により選挙された高知県議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第63号

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

(高知県情報公開条例の一部改正)

第1条 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ウの(ア)中「及び日本郵政公社」を削る。
(高知県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号ウの(ア)中「及び日本郵政公社」を削る。
(職員の退職料等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職料等に関する条例（昭和30年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項を次のように改める。
3 請求が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によりなされた場合においては、送付に要した日数は、これを時効期間に算入しない。
(高知県財政調整基金条例の一部改正)

第4条 高知県財政調整基金条例（昭和39年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、日本郵政公社有資産所在都道府県納付金」を削る。
(高知県税条例の一部改正)

第5条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「納付又は納入すべき」を「納付し、又は納入すべき」に、「もよ
り」を「最寄り」に、「、収納代理金融機関又は郵便振替口座」を「又は収納代理金融
機関」に改め、同項ただし書中「納付又は納入する」を「納付し、又は納入する」に改
め、同条第2項中「郵便振替口座に払い込み、又は県出納員若しくは」を「県出納員又
は」に、「納付又は納入した」を「納付し、又は納入した」に、「郵便局又は県出納員
若しくは」を「県出納員又は」に改める。

第43条の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条中「、収納代理金融機関又は郵
便振替口座」を「又は収納代理金融機関」に改める。

（地方自治法第8条第1項第4号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に
関する条例の一部改正）

第6条 地方自治法第8条第1項第4号の規定による都市的施設その他の都市としての要
件に関する条例（昭和28年高知県条例第62号）の一部を次のように改正する。

本則第1号イを次のように改める。

イ 警察署

本則第1号中ウを削り、エをウとし、オ及びカを削り、キをエとし、クをオとし、ケ
をカとする。

（高知県道路占用料徴収条例の一部改正）

第7条 高知県道路占用料徴収条例（昭和44年高知県条例第3号）の一部を次のように改
正する。

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り
上げる。

（高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

第8条 高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和47年高知県条例第38
号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次
に次の1号を加える。

（7）独立行政法人環境再生保全機構

第3条第3項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を
第10号とする。

別表中「（第5条関係）」を「（第3条、第5条関係）」に改める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

~~~~~  
地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

高知県知事 橋本 大二郎

**高知県条例第64号****地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例**

地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例（昭和28  
年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「10,700円」を「10,600円」に、「8,900円」を「8,800円」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第65号**職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例**

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように
改正する。

第10条第1項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律
第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として人事委員会規則
で定める者をいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）」に、「雇用
保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定
受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者を同項」を「特定退職者を
同法第23条第2項」に、「第20条第1項を」を「第20条第1項の規定を」に、「以下
「待期日数」を「以下この条において「待期日数」に改め、同項第2号中「以下」を
「以下この条において」に改め、同条第3項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者
にあっては、6月以上）」に改め、同条第14項中「本条」を「この条」に改め、「又は
船員保険法（昭和14年法律第73号）」を削る。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の
一部を次のように改正する。

第16条第4項中「6月以上」を「12月以上（第1項各号に掲げる事由により退職した
職員にあっては、6月以上）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第1条中職員の退職手当に關
する条例第10条第14項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成22年4月1日から施行
する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（次項において「新条例」
という。）第10条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」と
いう。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当に
ついては、なお従前の例による。

3 新条例第10条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19
年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされる同法第4条の
規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給
を受ける者には、支給しない。

4 第2条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、
施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当につ

いては、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

高知県知事 橋本 大二郎

## 高知県条例第66号

### 高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「第5号」を「第5号に掲げる者に対しては法人税割額によって、第6号」に、「第6号」を「第7号」に、「第7号」を「第8号」に改め、同項第2号中「者」を「もの」に改め、同項第4号中「以下第34条」を「第34条」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第32条第3項中「行うもの」を「行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの」に、「を行う事務所」を「又は法人課税信託の信託事務を行う事務所」に、「有するもの」を「有する者」に改め、同条第4項中「（昭和40年法律第34号）」を削り、「収益事業」を「収益事業又は法人課税信託の信託事務」に改め、同条第5項中「含む。」を「含む。」又は法人課税信託の引受けを行うもの」に改め、「これに」を削る。

第51条の17中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第52条第3号中「（特定信託（法人税法第2条第29号の3の特定信託をいう。以下この節において同じ。）の所得を除く。）」を削り、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。

第53条第1項第1号中「及び第3号」を削り、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第5項各号」に、「人格のない社団等」を「人格のない社団等、第5項の規定によって法人とみなされる法人課税信託の引受けを行う個人」に、「第2条第19項の」を「第2条第12項に規定する」に、「第2条第3項の」を「第2条第3項に規定する」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第3項中「第72条の2第7項から第9項まで」を「第72条の2第8項から第10項まで」に改め、同条第4項中「行うもの」を「又は法人課税信託の引受けを行うもの」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法人課税信託の引受けを行う個人には、第3項の規定により個人の行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人の行う事業に対する事業税を課する。

第56条第1項第1号中「及び第3号」を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「並びに前項第2号の所得」を削り、「前項第3号」を「同項第2号」に改める。

第58条第1項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに」を削り、同項第2号中「特別法人」を「特別法人（法第72条の24の7第5項に規定する法人をいう。第3項第2号において同じ。）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「又は第2項」を削り、同項第1号エを削り、同項第2号及び第3号を次のように改め、同項を同条第3項とする。

（2） 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額

（3） その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額  
第60条第1項中「若しくは収入割又は各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割」を「又は収入割」に改め、同項第1号中「又は各計算期間」を削り、同号ただし書中「第72条の25第2項から第7項まで及び第15項」を「第72条の25第2項から第7項まで若しくは第14項」に、「場合若しくは」を「場合又は」に、「その指定した日まで又は」を「知事が指定した日まで、」に、「当該事業年度終了」を「当該各事業年度終了」に、「事業年度終了の日から3月以内に当該事業年度」を「各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度」に、「期間内」を「期間内」又は当該事業年度以後の当該各事業年度終了の日から4月以内（特別の事情により各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、知事が指定する月数の期間内）に改め、同項第2号中「又は計算期間」を削り、同条第3項中「本項」を「この項」に改める。

第61条中「又は第2項」、「又は各特定信託の各計算期間の所得の総額」及び「又は計算期間」を削り、「第72条の24の7第5項」を「第72条の24の7第4項」に改め、「。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ」を削る。

第62条の見出し中「法人の事業税」を「所得割」に改め、同条第1項中「所得割又は特定信託所得割」を「所得割」に改め、「又は計算期間」を削り、「所得割等の基準課税標準」を「所得割の基準課税標準」に改め、「又は特定信託所得割額」を削り、同条第2項中「又は計算期間」、「若しくは特定信託所得割」及び「又は特定信託所得割額」を削り、同条第3項中「本項」を「この項」に改め、「若しくは特定信託所得割」及び「又は特定信託所得割額」を削る。

第63条第1項中「、所得割額若しくは特定信託所得割額」を「若しくは所得割額」に改め、同条第2項中「、所得割額又は特定信託所得割額」を「又は所得割額」に改め、同条第3項中「、所得割額若しくは特定信託所得割額」を「若しくは所得割額」に改める。

第65条の4第1項中「第72条の2第9項第1号から第3号まで及び第5号」を「第72条の2第10項第1号から第3号まで及び第5号」に改める。

第65条の5第4号中「第72条の2第9項第5号及び第7号」を「第72条の2第10項第5号及び第7号」に改める。

第70条の2第1項中「事業者（同法）を「事業者（消費税法）に、「事業者を」を「事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあっては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）」を改める。

第72条ただし書中「第5号」を「第4号」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第87条第1項中「第4条第1項第6号に該当する者として」を「別表第1の4の表の留学」に、「本條」を「この条」に改め、同条第3項及び第5項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第146条第1項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情がある場合における納期は、納税通知書に定めるところによる。

第154条第1項中「歩行」を「、歩行」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「又は第13条」を削り、同項第6号中「その他」を「前各号に掲げる事項のほか、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定に基づき自動車税を減免することができる額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該自動車に対する自動車税の税率が年額45,000円以下のもの 当該自動車に対する自動車税の税額  
 (2) 当該自動車に対する自動車税の税率が年額45,000円を超えるもの 45,000円 (法第150条第1項又は第2項の規定により課する自動車税にあっては、当該月割をもって課する税額)

第179条の13第1項後段を削り、同項第8号中「滅失又は損壊した」を「滅失し、又は損壊した」に改め、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に、「前項第1号、第2号、第8号又は第9号」を「同項第1号又は第2号」に、「係る者にあっては第4号から第6号まで」を「あっては第4号から第7号まで」に、「係る者にあっては第6号」を「あっては第7号」に、「同項第5号、第6号又は第7号」を「同項第5号から第7号まで」に、「係る者にあっては第4号及び第5号」を「あっては第4号、第5号及び第7号に掲げる事項、同項第8号又は第9号に規定する自動車の取得にあっては第4号から第6号まで」に、「前項第3号又は第4号」を「同項第3号又は第4号」に、「係る者にあっては規則」を「あっては規則」に、「係る者にあってはその」を「あってはその」に改め、同項第6号中「内容」を「内容(第1項第3号又は第4号に掲げる自動車の取得にあっては、特別仕様又は構造変更を有する自動車の取得をしたときに限る。)」に改め、同項第7号中「滅失又は損壊した」を「滅失し、又は損壊した」に改め、「(前項第8号又は第9号に係る者に限る。)」を削り、同項第8号中「その他」を「前各号に掲げる事項のほか、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定に基づき自動車取得税を減免することができる額は、次に掲げる額に第179条の5に規定する税率を乗じて得た額を限度とする。

- (1) 前項第1号、第2号及び第9号に掲げる自動車の取得にあっては、当該自動車の取得価額  
 (2) 前項第3号から第5号までに掲げる自動車の取得にあっては、次に掲げる額  
   ア 当該自動車の取得価額が300万円以下の場合は、当該取得価額  
   イ 当該自動車の取得価額が300万円を超える場合は、300万円(当該取得価額に身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額又は身体障害者が運転するための構造変更に要した金額が含まれるときは、300万円に当該構造変更に要した金額を加算した額)  
 (3) 前項第6号及び第7号に掲げる自動車の取得にあっては、当該自動車の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供するための構造変更に要した金額又は身体障害者が運転するための構造変更に要した金額  
 (4) 前項第8号に掲げる自動車の取得にあっては、滅失し、又は損壊した自動車の価格として知事が認める価格(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)

付則第7条第1項中「、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第28項に規定する外国投資信託)を「又は証券投資信託(同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託)に改め、「若しくは特定投資信託(法人税法第2条第29号の3イに掲げる信託をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「所得税法第9条第1項第11号」を「同法第9条第1項第11号」に改め、「又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。以下この項において同じ。)の収益の分配」を削り、「所得税法第24条」「同法第24条」に改め、同項第1号中「、特定株式投資信託(「又は特定株式投資信託(「又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益」を「)の収益」に、「特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託」を「又は特

定株式投資信託」に改める。

付則第11条中「、各連結事業年度分又は各計算期間分」を「又は各連結事業年度分」に改める。

付則第12条第1項中「第32条第5項において」を「第32条第1項第5号に掲げる者若しくは同条第5項の規定によって」に改め、「若しくは各計算期間分」を削り、同条第5項中「若しくは計算期間」及び「若しくは前計算期間」を削る。

付則第13条中「同条第4項第2号ア」を「同条第3項第2号」に改め、「又は計算期間」を削り、「第72条の24の7第5項」を「第72条の24の7第4項」に改める。

付則第23条第1項中「第144条第1項及び第2項」を「第144条第1項及び第2項並びに第154条第3項」に改め、同項の表中

|             |                            |                            |
|-------------|----------------------------|----------------------------|
| 第144条第2項第2号 | 5,200円<br>6,300円<br>8,000円 | 5,700円<br>6,900円<br>8,800円 |
|-------------|----------------------------|----------------------------|

を

|             |                            |                            |
|-------------|----------------------------|----------------------------|
| 第144条第2項第2号 | 5,200円<br>6,300円<br>8,000円 | 5,700円<br>6,900円<br>8,800円 |
| 第154条第3項第1号 | 45,000円                    | 49,500円                    |
| 第154条第3項第2号 | 45,000円                    | 49,500円                    |

に改める。

付則第31条中「第32条第1項第7号」を「第32条第1項第8号」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第72条及び第87条の改正規定並びに第154条第3項の改正規定(同項を同条第4項とする部分を除く。) 公布の日

(2) 第146条第1項及び第154条第1項の改正規定、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定、第179条の13及び付則第23条第1項の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定 平成20年4月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 規則で定める日

(信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の高知県税条例(以下「新条例」という。)第32条、第52条、第53条、第56条、第58条、第60条から第63条まで及び第70条の2並びに付則第11条及び第12条の規定は、信託法(平成18年法律第108号)の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2

項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 新条例付則第7条第1項の規定は、県民税の所得割の納稅義務者が信託法の施行の日以後に同項に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、県民税の所得割の納稅義務者が同日前にこの条例による改正前の高知県税条例付則第7条第1項に規定する配当所得を有することとなる場合については、なお従前の例による。  
(自動車税に関する経過措置)

4 新条例第154条第3項及び付則第23条第1項の規定は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。  
(自動車取得税に関する経過措置)

5 新条例第179条の13の規定は、平成20年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

~~~~~  
過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第67号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号。以下「平成14年改正法」という。）附則第7条第7項若しくは第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる平成14年改正法による改正前の租特法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号」を「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号」を「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号」を「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「次条第3項」を「次条第2項」に改め、同号を同条第6号とする。

第3条第1項第1号中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改め、同項第2号中「以下この条」を「次項」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第4条第1項第1号中「前条第1項、第2項又は第3項」を「前条第1項又は第2項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改め、同項第2号中「、低工業開発地区にあってはその指定の日以後」を削り、同号ア中「第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号」を「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号」に改め、同号イを削り、同号ウを同号イとする。

第5条第2項中「第3条第1項、第2項又は第3項」を「第3条第1項又は第2項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第4号の改正規定（同号を同条第3号とする部分を除く。）、同条第5号の改正規定（同号を同条第4号とする部分を除く。）、同条第6号の改正規定（同号を同条第5号とする部分を除く。）、第3条第1項第1号の改正規定及び第4条第1項第2号の改正規定（「、低工業開発地区にあってはその指定の日以後」を削る部分を除く。）並びに次項の規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成19年9月15日

2 この条例（前項第1号に掲げる規定に限る。）による改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の規定は、平成19年4月1日から適用する。

~~~~~  
半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

高知県知事 橋本 大二郎

#### 高知県条例第68号

##### 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「若しくは第2号」を削り、同条第3号中「第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号」を「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号」に改める。

第3条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

第4条第1項第2号中「若しくは第2号」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、平成19年4月1日から適用する。

~~~~~  
高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第69号

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「興業」を「興行」に改める。

別表第1土佐西南大規模公園の項中「パークゴルフ場」を「多目的芝生広場」に改める。

別表第5中「(第20条関係)」を「(第20条、第24条関係)」に改める。
別表第5の2の(2)の表及び2の(4)の表中

区分	単位	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	1面
	その他の者	1面
アマチュアスポーツ以外のもの		1面

区分		
アマチュアスポーツ	児童・生徒	
	その他の者	
アマチュアスポーツ以外のもの		

に改める。

別表第5の4の(3)を次のように改める。

(3) 運動広場

区分	単位	利用料				
		基本利用料			時間外利用料(1時間につき)	
		午前	午後	全日		
アマチュアスポーツ	児童・生徒	1面	1,180円	1,400円	2,370円	340円
	その他の者	1面	2,370円	2,840円	4,730円	700円

アマチュアスポーツ以外のもの	1面	11,860円	14,230円	23,730円	3,570円
----------------	----	---------	---------	---------	--------

別表第5中4の(14)を4の(15)とし、4の(13)を4の(14)とし、4の(12)を4の(13)とし、4の(11)を4の(12)とし、4の(10)を4の(11)とし、4の(9)を4の(10)とし、4の(8)を4の(9)とし、4の(7)を4の(8)とし、4の(6)を4の(7)とし、4の(5)を4の(6)とし、4の(4)を4の(5)とし、4の(3)の次に次のように加える。

(4) 多目的広場

ア 芝生広場

(ア) 専用の場合

区分	利用料				
	基本利用料		時間外利用料(1時間につき)		
	午前	午後			
アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,740円	2,090円	3,490円	480円
	その他の者	3,490円	4,180円	6,980円	1,040円
アマチュアスポーツ以外のもの		17,510円	21,000円	35,030円	5,230円

(イ) 共用の場合(パークゴルフ場(広場コース)の利用を含む。)

区分	利用料(1人1日につき)
児童・生徒	125円
その他の者	250円

イ パークゴルフ場(林間コースに限る。)

区分	利用料(1人1日につき)
児童・生徒	125円
その他の者	250円

別表第5の5の(2)の表及び5の(6)の表中

--	--

区分	単位
----	----

を
「

区分

」

に改める。

別表第5の5の(7)の表中

区分	単位
アマチュアスポーツ	児童・生徒 1面
	その他の者 1面
アマチュアスポーツ以外のもの	1面

を
「

区分

」

アマチュアスポーツ	児童・生徒
	その他の者
アマチュアスポーツ以外のもの	

に改める。

別表第5の5の(8)の表中

を
「

区分	単位
テントサイト1区画	宿泊利用
	一時利用

」

を
「

区分	単位	
テントサイト	宿泊利用	1区画1回
	一時利用	1区画1回

」

に改める。

別表第5の5の(9)を次のように改める。

(9) 多目的芝生広場

ア 陸上競技場

(ア) 専用の場合

区分	利用料						
	基本利用料			時間外利用料(1時間につき)			
	午前	午後	全日				
アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	1,950円	2,340円	3,900円	700円	
		半面	980円	1,170円	1,950円	350円	
	その他の者	全面	3,900円	4,680円	7,800円	1,400円	
		半面	1,950円	2,340円	3,900円	700円	
	アマチュアスポーツ以外のもの		全面	19,500円	23,400円	39,000円	7,000円
		半面	9,800円	11,700円	19,500円	3,500円	

(イ) 共用の場合

区分	利用料(1人1日につき)

児童・生徒	60円
その他の者	160円

イ パークゴルフ場

区分	利用料(1人1日につき)
児童・生徒	250円
その他の者	500円

別表第5の5中「(10) 附属設備」を「(11) 附属設備」に改める。

別表第5備考14を同表備考15とし、同表備考13を同表備考14とし、同表備考12中「、多目的広場」を「、多目的広場の芝生広場(共用の場合を除く。)」に、「若しくは運動広場」を「、運動広場若しくは多目的芝生広場の陸上競技場(共用の場合を除く。)」に、「4の(1)から(3)まで、(5)から(7)のアまで、(8)のア、(8)のイ、(9)、(10)のア若しくは(12)」を「4の(1)から(4)のアの(ア)まで、(6)から(8)のアまで、(9)のア、(9)のイ、(10)、(11)のア若しくは(13)」に、「5の(1)、(2)若しくは(5)から(7)まで」を「5の(1)、(2)、(5)から(7)まで若しくは(9)のアの(ア)」に改め、同備考を同表備考13とし、同表備考11中「4の(1)から(3)まで、(5)から(7)のアまで、(8)のア、(8)のイ、(9)、(10)のア及び(12)」を「4の(1)から(4)のアの(ア)まで、(6)から(8)のアまで、(9)のア、(9)のイ、(10)、(11)のア及び(13)」に、「5の(1)、(2)及び(5)から(7)まで」を「5の(1)、(2)、(5)から(7)まで及び(9)のアの(ア)」に、「4の(1)から(12)まで及び(14)」を「4の(1)から(13)まで及び(15)」に改め、同備考を同表備考12とし、同表備考10中「5の(9)」を「5の(9)のイ」に、「1日」を「1人1日」に改め、同備考を同表備考11とし、同表備考9を同表備考10とし、同表備考8を同表備考9とし、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6中「4の(14)」を「4の(15)」に改め、同備考を同表備考7とし、同表備考5の次に次のように加える。

6 4の(4)のアの(イ)及び(4)のイの表の規定にかかわらず、20人以上の団体の利用者に係るその他の者の1人1日の利用料の額は、それぞれの表に規定する利用料の額の80パーセントに相当する額とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第70号

高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

高知県港湾施設管理条例(昭和29年高知県条例第53号)の一部を次のように改正する。
別表第1の3中「その他の港湾施設及び用地」を「岸壁、桟橋、浮き桟橋、物揚場及び荷さばき地以外の港湾施設並びに港湾施設用地」に、「占用料の」を「占用料の額の」に改める。

別表第1の4の表中「一時保管及び置場」を「一時置場及び一時保管」に、

くん蒸倉庫	くん蒸処理	1立方メートル		570	
-------	-------	---------	--	-----	--

を

くん蒸倉庫	くん蒸処理	1立方メートル		570	
船舶給水施設	船舶給水	1立方メートル		461	

に改める。

別表第1備考8中「料金」を「許可に係る占用料又は使用料」に、「として徴収する」を「とする」に改め、同表備考9中「徴収する料金の額」を「1件の許可に係る占用料又は使用料の合計額」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

~~~~~  
高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

高知県知事 橋本 大二郎

## 高知県条例第71号

## 高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例

高知県特別会計設置条例(昭和39年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。  
本則の表中

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 県債の借換え及び償還に係る経理を明確にするため | 高知県県債管理特別会計 |
|-------------------------|-------------|

を

|                                    |                 |
|------------------------------------|-----------------|
| 県債の借換え及び償還に係る経理を明確にするため            | 高知県県債管理特別会計     |
| 集中処理する報酬、賃金、公共料金等の経費の支出事務を効率的に行うため | 高知県会計事務集中管理特別会計 |

に改める。

## 附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

~~~~~  
高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月2日

高知県知事 橋本 大二郎

規則
高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成19年7月2日 高知県知事 橋本 大二郎
高知県規則第82号 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則
高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成19年高知県条例第70号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成19年8月2日とする。
高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年7月2日 高知県知事 橋本 大二郎
高知県規則第83号 高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。 別記第5号様式（上）及び（中）並びに別記第6号様式（上）及び（中）中「荷さばき地」を「暫定係留施設 荷さばき地（上屋付き以外 上屋付き）」に、「その他の港湾用地」を「荷さばき地及び野積場以外の港湾施設用地 その他の港湾用地」に、「シップローダ」を「シップローダ リーチスタッカ」に、「くん蒸倉庫」を「くん蒸倉庫 船舶給水施設」に改める。
附則 この規則は、平成19年8月2日から施行する。
地方拠点都市地域拠点地区における県税の不均一課税に関する条例を廃止する規則をここに公布する。
平成19年7月2日 高知県知事 橋本 大二郎
高知県規則第84号 地方拠点都市地域拠点地区における県税の不均一課税に関する条例施行規則を廃止する規則
地方拠点都市地域拠点地区における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成6年高知県規則第12号）は、廃止する。
附則 この規則は、公布の日から施行する。
高知県条例第72号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例
高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。 第5条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。 (8) 犯罪による収益の移転防止に関すること。
附則 この条例は、公布の日から施行する。
~~~~~
警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年7月2日 高知県知事 橋本 大二郎
高知県条例第73号 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。 第13条第2項の表6の項中「留置人」を「被留置者」に改める。
附則 この条例は、公布の日から施行する。
~~~~~
地方拠点都市地域拠点地区における県税の不均一課税に関する条例を廃止する条例をここに公布する。
平成19年7月2日 高知県知事 橋本 大二郎
高知県条例第74号 地方拠点都市地域拠点地区における県税の不均一課税に関する条例を廃止する条例
地方拠点都市地域拠点地区における県税の不均一課税に関する条例（平成6年高知県条例第1号）は、廃止する。
附則 この条例は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月2日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

高知県公安委員会規則第13号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則(平成6年高知県公安委員会規則第1号)
の一部を次のように改正する。

第17条に次の1号を加える。

(5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律
第22号)の施行に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。